平成２５年（フ）第３５０号
神奈川県厚木市愛甲東１丁目18番12号　ロンハイム102、前住所神奈川県厚木市吾妻町１番12　101号
債務者　渡邊　　亘
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３５３号
神奈川県小田原市飯田岡128番地の６　平塚ハイツ２号室
債務者　水口　知也
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６３号
神奈川県南足柄市関本121番地１　ハイツラビット104号室、前住所神奈川県南足柄市和田河原270番地
債務者　岡野　隆則
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５８１号
京都市右京区太秦前ノ田町５番地　グランディール嵯峨112号
債務者　石倉　亜純（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６０８号
京都府城陽市寺田袋尻30番地の14、申立時の住所京都府城陽市寺田樋尻７番地の１　プレジール・オクムラ103号
債務者　大西　幹子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９３号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地34―503、前住所京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地17―804
債務者　カントリークックこと　志賀　季治
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３２号
京都市南区吉祥院池ノ内町70番地１　レオパレスブレッシング207号室
債務者　菅尾　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
京都府宇治市小倉町西山59番地の２
債務者　森田　和男
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６２号
京都市伏見区向島丸町４番地の７　向島市営住宅８―４棟507号
債務者　松田きよえ
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２７号
京都市右京区山ノ内宮脇町４番地の11
債務者　米田　尚子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４０号
京都市山科区御陵原西町75番地３　上治稔方
債務者　川野　聡美（旧姓上治）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
香川県高松市田村町1179番地　市営すみれ団地３棟102号
債務者　松岡るみ子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１９号
香川県高松市西宝町２丁目10番30号　市営住宅西宝町Ｂ団地２棟302号室
債務者　入野　尋子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８１号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南３丁目４番５号　頃末コーポ101
債務者　田岡　初美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４９０号
北九州市小倉北区城野団地１番1221号
債務者　桝形美智子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４０９号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂83番地７　コーポ阿部101号
債務者　今野　光洋
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷４丁目18番地の16　ネニュファール102
債務者　堀篭　昭三
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係